

じん ぼう ひで お
神 寶 秀 夫

学位の種類 博士(文学)
学位記番号 文第87号
学位授与年月日 平成5年11月25日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 近世ドイツ絶対主義の構造

論文審査委員 (主査)

教授 佐藤 伊久男 教授 寺田 隆信
教授 松本 宣郎
教授 佐藤 勝則

論文内容の要旨

第1編において、我々はドイツ絶対主義的領邦権力の歴史的特質を解明するための手掛かりを領邦権力行使の正当化をめぐる「権原闘争」に見出し、まず「権原」の観点から領邦権力の「主権性」を問うことの重要性を確認した。これを出発点として、研究史上その重心が権力の絶対性・中央集権性・近代性から被制約性・多元性・前近代性乃至「旧ヨーロッパ世界」的性格へと移行してきた絶対主義研究をさらに進め、絶対主義の歴史的特質を原理的にさらに深く把握するために、我々は、新旧の諸研究の比較を通じて、考察すべき諸テーマを以下のこと——同時代人による領邦君主権の概念把握、主権性、「司法国家」から「行政国家」への転換、政治的支配の組織化と国家主導主義乃至近世的な社会的規律化、中間権力の存在形態、領邦の類型化、時代概念と時代区分——に求めることの正当性を得ることができた。次いで、この権原の問題がその起源の問題として論ぜられてきた「ランダスホーハイト」研究史をたどり、近年ではランダスホーハイトの主権性が疑われ、また、その起源を一元的に論じるという方法からその構造全体を考察するという方法に移行してきたことを明らかにした。そして最後に、国家史研究の重要な基準たる「近代国家」概念を確定すべくその変遷を考察することにより、「近代国家」概念は正に歴史的産物であるが、「主権的権力国家」乃至「国家主導主義」の側面と「立憲主義」乃至「民主主義」の側面とが優位を争う中で、両

側面が共に達成された19世紀の国家が古典的—理念型的な「近代国家」であるとの基本的合意が得られていたこと、及び、第一次世界大戦後にはこの理念型的な「近代国家」概念が現実の政治状況から次第に乖離し続けていると理解されていること、以上の認識を得た。この考察の中から、さらに「絶対主義時代」（広義には16—19世紀前半）の歴史的位置づけに関して、第二次世界大戦後になると、19世紀の立憲的—民主主義的な国民国家との差異が強調されて、一方では「旧ヨーロッパ世界」の後半期に位置づけられ、他方では中世封建制段階と19世紀以降近代との中間に位置する独自の時代（「初期近代」）と捉えられてきたことが、確認されたのである——但し、後者の場合でも「初期近代国家」の諸端緒は中世末期にも求められている——。

以上の研究史的考察の上に立って、筆者は第2編（前史としての16世紀）及び第3編（固有の時代としての17—18世紀）において、①理論と実務=実践の両面から「概念史」的方法でもって絶対主義的領邦権力の構造を考察し、②政治的支配の組織化=統合化の契機を追求し、③絶対主義の——中世的君主権ともまた近代的国家権力とも異質な——特殊「近世的」性格を探求し解明に努めてきた。その結果得られた認識は次の通りである。

まず第2編においてであるが、中世における領邦君主権は、臣下の行使する支配権と質的に異ならず、ただ支配される対象が臣下（騎士、教会や修道院、都市：中世後期には中間権力たる諸身分）と平民とに重層化されていた点においてのみ臣下の支配権と異なっていた。諸個別的支配権=諸高権の分有を前提にしての、中世の領邦君主権は、「守護権」（O. ブルンナー）と総称される諸個別的支配権の複合体でしかなかったのである。次いで移行期の16世紀になると、この「守護権」の分化過程の中で、中世盛期以降のラントフリーデ運動の成果により上級=流血裁判権の意義が高まっていた。だが依然として領邦君主権は原則的に、被治者が重層化されている、中世以来の個別的支配権——上級=流血裁判権、上位グルントヘルシャフト、並びに、強化された一身専属的封主権、教会—修道院フォークタイ、都市君主権等——から構成される複合体でしなく、しかもこれら構成要素のそれぞれが——レガリテートと並んで——領邦君主権行使を、より適確に言えば、領邦君主の地位を正当化する「権原」としての機能を果していた。この段階の領邦君主権は、権原を原理的に必要としない近代的主権にはいまだ到達していなかったのである。

こうした構造をなしていた領邦君主権は、30年戦争を経る過程で絶対主義化を進めていく。それを第3編で多元的に、即ち権力、領土、臣民の各側面から考察した。

(1) 帝国国制下での領邦支配権はこの間、「権力乃至法生活の学問化」過程で *Jus territorii*, *Superioritas territorialis* として概念され、また *Maiestas*, *Souveraineté* との比較が行なわれ、最終的に *Supermatus*, *Landeshoheit* と称されていくようになった。それ故、これ迄使用してきた学術語「領邦君主権」に代えて、当時使われていた概念語「領邦権力」を今後は使用することがふさわしい。さて、これらの概念語が依然として個別的支配権から構成される複体的性格を有し、領邦権力はその行使のためになお権原を必要とした側面にその「前近代的特質」が現れているが、他方で、もはや個別的支配権では定義されず、個別的支配権から帰納され得ない高次の包括的な統

一体として抽象的に概念規定されていた側面にその「後中世的特質」が現れている。これら二つの特質は決して単に併存していただけでなく、両者の対立・相互補完関係は、絶対主義的領邦権力が下級高権（＝権原的高権）とこれに基礎づけられた上級高権（＝中核的高権）とから重層的に構成されるという「近世的特質」を生み出したのであった。現実の政治の場で言えば、18世紀前半迄の領邦君主は原則として地域地域において、また場合場合において、カズイスティッシュに領邦権力行使のために諸権原の提示を求められる不安定な存在であり、他勢力も他の諸権原を提示する可能性があったのであるが、他方、いったん領邦権力行使が承認されたならば、彼は公共の福祉を目的とする排他的な上級高権を行使し得たのである。

(2) 絶対主義的領邦はもはやO. プルンナー的な「ラント」——領邦君主の諸権利も領邦諸身分の諸権利も共に根差し且つ両者を拘束する特定のラント法の適用により統一される1個の法＝平和共同体——ではなく、領邦権力の客体＝支配領土として把握されていたが、その一方で、近代的主権に対応する、均質的臣民から成る「制度的領域国家」とはいまだ言えない。領邦臣民とされた者は、多様な身分（聖職者・貴族・市民・農民等）また複数の臣民（人的臣民・物的臣民）に編成されたからである。さらに当時の領邦は、領邦君主と領邦諸身分との間で諸高権が分有されていた「閉鎖領邦」、及び領邦君主と外部の帝国直属者との間で諸高権が分有されていた「非閉鎖領邦」（ライン流域、フランケン、シュヴァーベン）の2種類の近世的領邦でしかなかったのである。前者の類型では君主制の下での君主権と諸身分権との二元主義が展開したが、領邦貴族の帝国直属化が進んだ後者の類型ではもはや貴族を中心とする領邦身分制は十分に展開せず、寧ろ外部帝国直属勢力との関係の調整の方がより大きな政治問題であった。これらの近世領邦国家は、領土・臣民を君主の家産と捉えるという意味でのハラー的な「家産国家」ではない。それは、支配権が所有権を基礎づけ臣民の財産を（一定程度）処分し得るための権原となり得る「優越所有権」（乃至それを一現象形態として持つ「優位権」）の及ぶ領域であったと言うべきである。この優越所有権の行使は、身分制的体制をとる閉鎖領域ではより大きな制約を受け、家父長制的性格の強かった非閉鎖領邦では相対的に制約は小さかったと考えられる。

(3) さて、権原的高権は、領邦全体乃至特定地域全体の邦属者（特に対象となるのが平民）全員に及ぶ一般的高権——上級裁判権、下級裁判権のフォークタイ（ライン流域、フランケン、シュヴァーベン）——と、特定の邦属者（＝中間権力）にだけ及ぶ特殊的高権——教会—修道院フォークタイ、一身専属的封主権——とに重層的に類別されるが、この事実は絶対的統治体制が領邦君主——中間権力——平民という構造をとっていたことを示すものである。閉鎖領邦における方がこの構造が遙かに顕著であったことは言う迄もない。そしてこれらの権原的高権のそれぞれが中間権力及び平民を組織化し統合化した際の契機をなしたのであるが、それに関して重要なことは、①中世封建制国家段階とは異なり領邦君主は平民を裁判権次元で——決して全裁判権ではなく、閉鎖領邦では上級裁判権、非閉鎖領邦では下級裁判権の次元で——直接に掌握していること、及び、刑事訴訟手続が糾問手続きであったこと、②教会—修道院フォークタイが権原たり得た場合のフォークトは、中世

段階とは異なり、軍事防衛権のみならず、流血裁判権、領邦税徴収権、時には教会—修道院領管理監督権をも行使していたこと、③権原たり得た封主権は、中世盛期の段階とは異なり、封臣の自主地をも含む全財産・所領と人格とに及ぶ一身専属的封主権になっていたことである。ここにも「後中世的特質」を見て取ることができよう。

(4) 領邦君主はこれらの諸権原に支えられて、全臣民に対し上級高権を行使した。その代表がポリツァイ（内政権及び立法権）と軍事権である。中世段階に比し、全臣民に及ぶ君主権の量的・質的拡大、換言すれば、「公共の福祉」のための「国家主導主義」の展開をまず認識しておく必要がある。一方におけるポリツァイであるが、その概念の変化が示すように、領邦君主はその権力を中世的な支配権能——正義及び内部平和と安寧の実現——から、これに基礎づけられた公共の福祉の増進を目的とする内政権及び条令制定権に迄拡大した。中世における支配の中心的任務が攪乱された治安を回復することに存したのに対し、近世になると君主権は公共の福祉という目的を掲げてこれに向けて全臣民を動員したのである。中でも経済政策統治権と宗教統治権が重要であり、君主権は——中間権力に執行を委ねつつも——臣民の社会—経済活動及び内面的生活を直接に規律化し主導することに努めた。それ故、近世領邦国家は、「司法国家」の中世段階とも、また国家と社会との分離を前提に社会が国家を規定する近代の国家とも異なる、国家が恒常的な「社会統制」を果たした「ホリツァイ国家」であったのである。このポリツァイにより君主権は中間権力の領主権を徐々に空洞化し、それらにポリツァイ執行の一端を担わせることで自らの支配体制の中に組み入れていたのであった。ところで、領邦全体に対する恒常的な内政の本来の担い手は中央及び地方の官僚である。絶対主義下の官僚制は、国家組織の枠組の中に組み込まれた官職に付随する用益権だけが売却される官職売買制、君主の自由な官僚罷免権、出自の面での「行政の貴族化」、官僚資格としての官僚倫理の要請、「官僚身分」形成の進展等の点で正に近世的性格のものであった。だがその一方で、「試験手続き」の初期形態、官僚資格としての専門的知識の要請、「行政の規範化」の進展等といった近世=近代的性格が出現していたことも看過してはなるまい。なお「行政の貴族化」に関連して述べれば、これにより宮廷や地方政庁に「勤務」する宮廷—政庁貴族と自領経営にのみ携わる農村貴族とに分化していったことも注目すべき事象である。以上の全般的な諸特質に対して、全領邦的規模での行政機構は上述の「閉鎖領邦」と「非閉鎖領邦」とで原理的に異なっており、閉鎖領邦では君主制下での身分制的二次元主義が規定的であり、非閉鎖領邦では君主制的地方行政管区制が規定的であると共に、外部帝国直屬勢力との対立—妥協が切実な政治的—法的問題であった。

(5) 上級高権のもう一方が軍事権力である。領邦君主権は、宗教戦争以来の他宗派に対する防衛の必要性、トルコ軍の脅威、外部軍隊の領土内通過等の増大に対する16世紀末の第一次軍制改革と、30年戦争期の諸経験を踏まえての17世紀後半の第二次軍制改革とにより、絶対主義下の軍制——職業的常備軍と選抜民兵軍との二元兵制——を創出した。この軍制は、中世の封建的軍制及びその後の傭兵軍制と近代の国民皆兵軍との間に位置する近世的軍制である。国制史的に特に注目すべきが選抜民兵軍（Ausschußtruppen）であって、中間権力たる貴族層が将校として、選拔された平民が

が民兵として領邦君主の軍事権下に直接に置かれ、軍役を果していくようになったのである。彼ら、特に選抜民兵は平時の定期的な組織的訓練により、郷土的利害を超えた領邦的利害——究極的には君主利害——を最優先的に重視するというエートスを教え込まれ、さらにこの選抜民兵制を連带的に支えることを義務づけられていた各郷土全体にこのエートスが浸透させられていった。ここに——服従意志と並んで——絶対主義的な軍事的規律化の一つの重要な意味があるのである。また選抜民兵制においても上述の領邦類型化の有効性は明らかであって、行政機構の場合と同じ類型的差異が展開した。なおプロイセンのカントーン制は、当該二元兵制の統合的解消の中から生み出された軍制として理解される。

以上、ドイツ絶対主義的領邦権力の構造を権力、領土、臣民の諸側面から考察し、その歴史的性質を明らかにしてきた。ドイツ絶対主義的領邦権力は、帝国国制下での君主による中央集権化の展開と、領邦身分制——中央における領邦議会制や委員会制、とりわけ在地での農民支配に際しての二元主義等¹¹⁾——の存続及び外部帝国直屬勢力による高権占有との対立及び妥協の中から形成された権力である。これを構成したのが権原的高権と中核的高権であるが、前者は中世に由来しながらも近世的支配権に転化させられており、後者は正に近世に生み出された支配権である。こうした権力によって統合された近世領邦国家とは、中間権力や外部帝国直屬勢力との高権分有及び臣民の多様性を前提にしての、「公共の福祉」増進をめざす領邦君主の「優位権」（「優越所有権」はその一現象形態）の下にある「ポリツァイ国家」にして「軍事国家」である、と規定することができるのである。

近代への転換とは、それ故、これらの近世的な諸要素が否定されて、権原的高権と中核的高権との区別がなく権原を必要としない包括的な主権の確立、均質的臣民乃至国民から構成される領域国家の確立、国家と社会との分離を前提に社会が国家を規定する体制の確立、「合法的支配」を担う合理的官僚制の確立、国民皆兵制の確立、そして代表制に基づく近代的議会の確立、これらが達成されることを意味することになる。されでは何時達成されたのか。例えば近代的官僚制の幾つかの要素は17世紀以前より見られていたことは、既に述べた通りである。しかし、近代化が明瞭となるのは啓蒙主義以降のことに属する。国法学を例に述べれば、啓蒙主義の合理的・経験的思考は18世紀中葉に突如として——従来の自然法的思考と並んで——現われ、その過程の中で、Chr. ヴォルフ門下のD. ネットルブラット（Daniel Nettelblatt <1719-1791>）は1753年の著作“Von den verschiedenen Gattungen der Oberherrschaften in Teutschland”において、帝国の諸領邦は正規の国家権力が認められた「真正国家（wirkliche Staaten）」であり、領邦権力はもはや特定の個別支配権に分解され得る領邦優位権でなく、国家統治に必要な一切の命令権を有する包括的な最高支配権力（Imperium publicum seu civile）であると論じた。また、J. ラーヴェ（Jacob Rave）は1766年の著作“Betrachtung über den Unterschied der Oberherrschaft und des Eigentums”において、“Oberherrschaft”を他人の行動を独断的に自己の意思で決定する権限、“Eigentum”を物——他人を排して——独断的に処分する権限として定義し、「公的支配権」と「私的支配権」と

を峻別したのであった⁹⁹。なる程、こうした主張はいまだ完全に現実的なものではなかったであろう。上述の意味での近代化の完全な実現のためには、ナポレオン保護下での神聖ローマ帝国の瓦解と「主権国家」から構成される「ライン連邦」の成立、「3月革命」以後の変革の中での領主裁判権の廃止と議会制の成立、そして官僚制における規範化と合理化の確立をなおも待たなければならなかつたのであるから。しかし、進むべき方向、なすべき改革のいくつかの重要なものは、既に啓蒙主義期に見出されていたと言つて、過言ではなからう。啓蒙主義及びその時期の性格規定に関しては、その多義性の故にいまなお決定的認識を得ていないのであるが¹⁰⁰、こうした側面が内包されていたことは事実であつたのである。これを看過してはならない。

(1) U. Lange, Der ständestaatliche Dualismus, S. 318-334.

(2) Daniel Nettelblatt, Von den verschiedenen Gattungen der Oberherrschaften in Teutschland, Halle 1753, benutzt, in : derselbe, Sammlung kleiner juristischer Abhandlungen, Halle 1792, P.126-128. D. Willoweit, Rechtsgrundlagen der Territorialgewalt, S. 354-364.

(3) Vgl. Fr. Hartung, Der aufgeklärte Absolutismus (in : HZ, Bd. 180, 1955), S. 15-42 (F. ハルトゥング、R. フィーアハウス他著、成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』、所収、石部雅亮訳、337-72頁)。

論文審査結果の要旨

本論文は全3編から成り、まず「第1編 序説——絶対主義的領邦権力研究の諸前提——」では、神聖ローマ帝国を構成する各領邦において成立した「絶対主義」と、それに直接関連を有する「ランドスホーハイト」および「近代国家」について、その概念と研究史を広い視野のもとに綿密に検討し、絶対主義的「領邦権力」の独自性を明らかにするための諸前提を論じた。そして広義の絶対主義期とみられてきた16~19世紀中葉の時代範囲において、固有の絶対主義期を17~18世紀に限定し、16世紀は中世的君主権力の変質の時代と捉えて、これを「第2編 16世紀における領邦君主権」で検討する。

第2編の「第1章 諸権原」および「第2章 領邦君主権の複合的性格」では、まず中世の君主権がもろもろの個別支配権の総体である「守護権」として把握されるのに対して、16世紀においてはそれが分化しラント平和運動の成果として流血裁判権が相対的に上位の権原としての地位を占めるにいたるが、しかしなお上位のグルントヘルシャフト・上位封主権・都市君主権等の、相互に有機的関連をもたない諸権原の複合的な構成体であつて、君主権はそれぞれの権原に基づいてこれを行使すると論ずる。それは中間諸権力の存在を前提としている点を別とすれば、君主の家臣がもつ支配権と本質的に異なるものではなかつた。

「第3編 絶対主義的領邦権力の近世的構造」では、30年戦争以降絶対主義化を推進する領邦君

主権を、国家の基本的構成要素の指標として挙示される権力、領土、臣民のそれぞれについて順次検討する。まず「第1章 領邦権力概念の諸類型」では、17世紀の法学者・法実務家たちによる領邦権力(jus territorii)の体系的叙述のなかに、従来の領邦君主権の複合的性格とは異なるところの、諸権原を越えて上位にあるべき統一的・完結的権力=統治権という新しい概念をもった「領邦優位権」(superioritas territorialis)という考え方が現れることを指摘する。次いでかかる優位権と領邦君主の上位にある皇帝権との関係をいかに調和的に理解すべきかの問題について、同時代の国法学者たちの議論を検討し、ウェストファリア条約以降の現実の国際関係に立脚したライブニッツの主張、即ち帝国に対して誠実関係に立つところの諸侯の「主権論」(suprematus)がその問題解決の画期をなしたと論ずる。そしてこの主権論は、18世紀に入って一般に使用される「領邦高権」(Landeshoheit)の概念によって構造化され、いまやその高権は一方で「国家の福祉」目的と結合し、他方で個別の支配権はその高権から派生するという形態に転化したとのべる。

「第2章 領土概念と臣民概念」では、中世のラントが君主と臣下の両者をともに拘束する法共同体であるのに対して、絶対主義段階では領土・臣民についていかなる新たな状況が生まれ、それを同時代の国法学者・法実務家はいかに把握したかを検討する。その結果、上述の領邦優位権および領邦高権は実際には一定の領域に基礎づけられかつその領域を前提とするものであること、またその領域に帰属するもの(邦属者)は、その多様な身分および諸権利をそのものとして維持しつつも、全体としては「臣民」として把握されていること、を明らかにした。ところで論者は絶対主義段階の領土・臣民の考察には多数の領邦を閉鎖領邦と非閉鎖領邦の二つに類型化して検討することが有効であると主張する。後者の非閉鎖領邦とは閉鎖領邦と異なって領邦内部に帝国に直属して脱領邦化を志向する騎士階層が存在する領邦であるが、ここでは領邦権力は一方でかかる帝国直属騎士との政治的安定化のためにその仲裁者としての皇帝権の存在を認めたと、しかし他方では自己の直轄領を行政区に編成していく。これに対して閉鎖領邦では皇帝権によってよりも、領邦諸身分との対峙のために高権は制約を受ける。

以上のように絶対主義の君主権力は統治権=命令権を一定の領域内の身分的重層構造をなす臣民に対して行使するという点で近代国家と決定的に異なり、またこの統治権が諸権原の個別的行使を支えるにいったという点で16世紀の状況とは決定的に異なっている。この点について具体的に論じたのが「第3章 諸権原」である。即ち絶対主義君主は、権原として有する裁判権・「教会」フォークタイ・封主権等を16世紀の個別的諸権原よりも著しく拡大して、例えば「教会」フォークタイではたんに「教会」の軍事防衛権に限定されることなく流血裁判権や領邦税徴収権さらに所領管理権にまで及ぶにいったことを明らかにし、中間諸権力の統合化に果たした諸権原の役割を論証する。

「第4章 ポリツァイ」では、まず前述の「公共の福祉」目的と結合した領邦高権がその目的遂行のため国家主導のもとに臣民に対し内政権(とくに重商主義的経済政策と宗教統制)および立法権(とくに条例の制定)を拡大しつついわゆる「ポリツァイ国家」の姿を現していくことを論じている。そのさい閉鎖領邦にあっては君主は中間諸権力に執行を委任する(行政の貴族化)一方で、

それらのもつ領主権の空洞化を推し進め、また非閉鎖領邦では君主は帝国直属騎士を排除して直轄行政の組織化に向かうことを明らかにしている。「第5章 軍事権力」では、ポリツァイとならぶもう一つの代表的な領邦高権としての軍事権力を、領邦の国制との関連で扱う。そのさい30年戦争末期にいたる第一次軍制改革に基づく傭兵軍と選抜民兵軍の二元兵制から、ウェストファリア条約後の第二次軍制改革に基づく職業的常備軍と選抜民兵軍の二元兵制への移行を、閉鎖領邦のバイエルン選定侯領と非閉鎖領邦のマインツ選定侯領との相違を具体的に明らかにしつつ検討を進め、伝統的な郷土防衛から領邦君主の国土防衛兵制への移行を論じ、絶対主義の軍事的支柱の構造を明らかにした。「総括と展望」は以上の論証の諸結果をまとめ、近代国家への移行について理論的な展望を与えている。

以上のように本論文はドイツ絶対主義について、それが中世の君主権とも近代の国家権力とも原理上異質な、諸身分の重層性を維持する固有の権力構造であることを明らかにしたが、その独自の方法と史料分析は、期学の今後の発展に寄与するところ少なくない。

よって本論文の提出者は、博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。